

# 第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

## 第1章 計画の目的、位置づけ

### 1 計画の目的

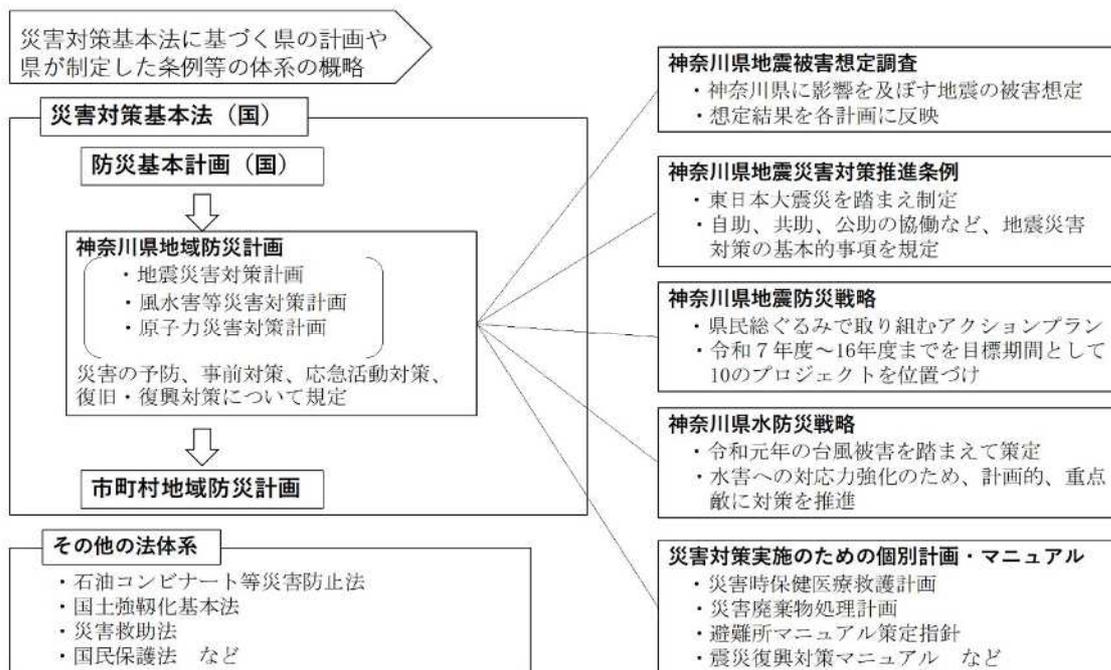
風水害等災害対策計画は、県内（石油コンビナート等特別防災区域を除く。）の地震災害及び原子力災害を除く、風水害等の災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強い安全な県土づくりを進めるとともに、風水害等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものです。

### 2 計画の構成及び性格

(1) 風水害等災害対策計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき作成する神奈川県地域防災計画のうち、風水害等災害対策に関する計画として、神奈川県防災会議が定めたものです。

また、国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものです。

(2) この計画は、別に定める地震災害対策計画、原子力災害対策計画とともに神奈川県地域防災計画を構成し、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画とともに本県の防災対策の根幹をなすものです。



### 3 計画の着実な推進及び修正

この計画を推進するためには、各防災関係機関が多くの上業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められます。

そこで、「県民の生命を守ることを最も優先するとともに、災害を防止し、又はできる限り軽減する減災を旨として対策を実施する」ことを基本方針として、地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います。

計画の修正に当たっては、市町村、関係機関等と協議、調整を行います。

#### 資 料

地震編	1-1-(1)	神奈川県防災会議
〃	1-1-(2)	神奈川県防災会議条例
〃	1-1-(3)	神奈川県防災会議運営要綱
〃	1-1-(4)	神奈川県防災会議委員名簿
〃	1-1-(5)	神奈川県防災会議幹事名簿

## 第2章 本県の特質

### 第1節 自然的条件

#### 1 位置

本県は、日本列島のほぼ中央に、また関東平野の南西部に位置し、北は首都東京都に接し、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、西は山梨、静岡の両県に隣接しています。

方位	地名	経緯度(世界測地系による)
最東端 (E)	川崎市川崎区浮島町	東経139度47分46秒
最西端 (W)	足柄上郡山北町 (三国山)	〃 138度54分57秒
最南端 (S)		北緯 35度07分44秒
最北端 (N)	三浦市城ヶ島安房崎 相模原市緑区 (生藤山)	〃 35度40分22秒

#### 2 面積

本県の面積は2,416.55平方キロメートル(国土地理院データ)(令和7年7月1日現在)で、全国総面積の0.64%を占めるにすぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。

#### 3 地形

本県の地形は、①丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる起伏の激しい山がちの西部地域、②多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、③相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地とからなる中央地域の三地域に大きく分けられます。

##### (1) 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内で一番高い蛭ヶ岳(1,673m)をはじめ、1,300m前後の山々が連なる丹沢山地とがあります。その前面に秦野盆地、大磯丘陵が続いています。南西には複数のカルデラを持つ活火山である箱根山があり、酒匂川、狩川によってつくられた足柄平野がそのすそ野に広がっています。

##### (2) 東部の丘陵、台地の地域

北には海拔70～90mの多摩丘陵、海拔40～50mの下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いています。南には多摩丘陵より古い丘陵地性の三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにおぼれ谷(リアス式海岸)が発達しています。

##### (3) 平坦な中央地域

本県の中央部を占めているこの地域は、北から海拔50～150mの相模原台地、扇状地性の愛甲台地と続き、相模低地、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいます。

このように変化に富んだ地形は、短時間にできあがったものではなく、数千万年にわたるさまざまな変遷を経てつくりだされたものです。

(4) 地形区分図



(5) 主な山岳

山岳名	所在地	標高(m)	山岳名	所在地	標高(m)
蛭ヶ岳	足柄上郡 相模原市	1,673	蛙ヶ丸	足柄上郡	1,293
檜洞丸	足柄上郡 相模原市	1,600	大 山	愛 甲 郡 秦 野 市 厚 木 市 伊 勢 原 市	1,252
大 室 山	足柄上郡 相模原市	1,587	金 時 山	南足柄市 足柄下郡	1,212
丹 沢 山	愛 甲 郡 足 柄 上 郡 相 模 原 市	1,567	明神ヶ岳	南足柄市 足柄下郡	1,169
塔ノ岳	足柄上郡 秦 野 市	1,491	二 子 山	足柄下郡	1,091
加入道山	足柄上郡	1,418	焼 山	相模原市	1,060
菰釣山	足柄上郡	1,379	台ヶ岳	足柄下郡	1,045
駒ヶ岳	足柄下郡	1,327	鞍掛山	足柄下郡	1,004

## (6) 主な河川

河川名	県内総延長 km	県内流域面積 km	備考	河川名	県内総延長 km	県内流域面積 km	備考
多摩川	28.4	68.22	一級河川	境川	52.1	191.95	二級河川
鶴見川	32.0	184.40	〃	柏尾川	11.1	83.78	〃(境川水系)
相模川	55.6	672.97	〃	引地川	20.7	66.91	〃
中津川	32.8	143.42	〃(相模川水系)	金目川	21.0	177.25	〃
道志川	21.7	66.78	〃(〃)	酒匂川	27.2	387.64	〃
小鮎川	21.4	50.01	〃(〃)	河内川	20.3	173.23	〃(酒匂川水系)
目久尻川	19.9	34.27	〃(〃)	早川	20.7	80.59	〃
帷子川	19.3	57.90	二級河川	平作川	11.0	26.08	〃

## 4 地質

本県の地質は地形にも現れているように、西部地域と東部地域とでは、地層が堆積した時代や地質構造に大きな違いがあります。

- (1) 西部地域では、約7,000万～3,000万年前(中生代末から新生代中頃)に堆積したと考えられている小仏層群や相模湖層群が、陣馬山、相模湖、津久井湖にかけて露出しています。両層群を構成する岩石は硬砂岩、粘板岩、千枚岩などからなり、県内でみられる最古の岩石です。

ア 丹沢山地や中津山地は、約1,700万～600万年前(新生代新第三紀の中頃から終わり頃)に堆積した主に火山砕屑(さいせつ)物-緑色凝灰(ぎょう灰)岩-によってできた丹沢層群および愛川層群(主に火山砕屑物、礫岩、砂岩からなる)からなっています。その丹沢層群の下部に花崗(かこう)岩質マグマが貫入して、丹沢は東西の方向に伸びたドームのように隆起しました。隆起した丹沢は削割され、現在その中心部の石英閃緑岩やトータル岩が地表にあらわれ、白い岩肌を呈しています。この花崗岩質マグマに接した丹沢層群の一部は、変成作用を受けて、石英閃緑岩やトータル岩の北および東側にホルンフェルスが、南側に結晶片岩が生じています。

丹沢山地の周囲には、約600万～100万年前(新第三紀の終わりから第四紀中頃)に堆積した地層が分布しています。それは、桂川流域の西桂層群(主に砂岩、礫岩からなる)、足柄山地の足柄層群(主に礫岩、砂岩、泥岩からなる)などです。

イ 大磯丘陵は、ほとんど約50万～10万年前(新生代第四紀終わり頃)の地層(主に砂、泥からなる)と関東ローム層からできていますが、南東部には、約1,500万年前(新第三紀中頃)に堆積した高麗山層(砂岩、泥岩、玄武岩溶岩)、約600～500万年前(新第三紀末)に堆積した大磯層(凝灰質砂岩、泥岩)と鷹取山層(主に礫岩からなる)とが分布しています。

ウ 箱根火山は、約40万年前(第四紀中頃)以後に活動した火山で、基盤の早川凝灰角礫岩、須雲川安山岩類の上に山体をつくりました。

- (2) 東部地域では、三浦半島の中央に約1,500万年前(新第三紀の中頃)に堆積した葉山層群(主に泥岩と砂岩からなる)が、北西-南東の方向に狭い帯状に分布しています。この葉山層群の北側には、約500万～100万年前(新第三紀末から第四紀)に堆積した地層である三浦層群から上総層群が北へ重なってゆき、横浜から多摩丘陵まで分布しています。葉山層群の南側にも、三浦層群が分布しています。多摩丘陵の一部、下末吉台地、三浦半島の宮田、大津付近の台地には、約30万年前以後(第四紀終わり頃)に堆積した地層が分布し、その上を厚く関東ローム層が覆っています。

- (3) 相模川に沿った中央地域のうち、相模原台地、愛甲台地は、河岸段丘で関東ローム層に覆われています。相模低地は相模川的作用によって厚木から南に形成された沖積低地で、酒匂川的作用で堆積した足柄平野とともに、沖積層からなっています。沖積層はこのほかに、鶴見川、境川その他県

下の河川の流域や多摩川低地を形成しています。また、湘南の海岸に沿って、砂丘堆積物が幾すじかみられます。

## 5 気象

本県は関東平野の南西部にあつて、北西方向に関東山地をひかえており、内陸部では冬の季節風の影響を受けにくくなつています。また、南東部は東京湾と相模湾に面しており、暖流の影響を受けて温暖な海洋性の気候となつています。

県内の年平均気温の平年値は、横浜で 16.2℃、藤沢市辻堂で 16.2℃、三浦で 16.1℃、海老名で 15.6℃、小田原で 15.6℃となつています。

冬季の1月の日最低気温の平年値は、横浜で 2.7℃、藤沢市辻堂で 1.5℃、三浦で 2.7℃、海老名で -0.6℃、小田原で 0.6℃となつています。内陸の平野部では、晴天の早朝時には放射冷却により、過去の記録によると-7~-9℃となることもあります。丹沢や箱根の山地は氷点下となり、しばしば降雪があります。

また、夏季の8月の日最高気温の平年値は横浜で 31.0℃ですが、海老名では過去の記録では 37~38℃まで昇温することがあります。

県内の年降水量の平年値（但し 100mm 未満は四捨五入）は、東部で 1,500~1,800mm、箱根を除く西部では 1,700~2,300mm ですが、箱根では 3,600mm となつています。梅雨期の6月から7月の2カ月間の降水量の平年値（但し 10mm 未満は四捨五入）は、東部は 330~370mm、箱根を除く西部では 370~540mm、箱根では 850mm となつています。

一方、冬季の12~2月は西高東低の冬型の気圧配置となつて、連日乾燥した晴天が続き、降水量は少なくなつています。（観測データ：横浜地方気象台）

## 第2節 社会的条件

本県は、首都圏の一角を占め、わが国の産業経済活動のリーディングゾーンを形成してきたため、狭隘な県土に900万人を越える県民が居住し、多くの生産施設や業務施設が立地し、災害に対する脆弱性が指摘されてきました。

### 1 人口

#### (1) 本県の人口

令和7年9月1日現在の本県の人口は、921万7,647人（男456万6,767人、女465万879人）と、東京都に次いで全国第2位となっています。

令和2年10月の国勢調査では、65歳以上の老年人口は、230万8,578人（25.6%）となっています。

#### (2) 人口密度及び分布状況

人口密度は、1k㎡当たり3,814人で、東京都、大阪府に次いで全国第3位です。

地域別の人口分布状況は、横浜地域377万2,320人（40.9%）、川崎地域155万8,411人（16.9%）、横須賀・三浦地域66万984人（7.2%）、県央地域158万7,449人（17.2%）、湘南地域131万2,165人（14.2%）、県西地域32万6,318人（3.5%）となっています。

### 2 土地利用

#### (1) 土地利用概況

本県の面積は、2,416.55平方キロメートル（国土地理院データ）（令和7年7月1日現在）と全国総面積の0.64%を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701haで県面積の39%、令和元年の耕地面積は1万8,800haで、県面積の約7.8%となっています。

#### (2) 市街化区域及び市街化調整区域

令和7年4月1日現在で、県内33市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19市13町（30都市計画区域）、面積では19万9,774haで、全県域の83%を占めています。（都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市（旧津久井町及び旧藤野町）の一部です）。

無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の19市9町について市街化区域及び市街化調整区域との区分（線引き）が、昭和45年6月10日に行われ、令和7年4月1日現在17万2,856ha、（全県域の72%）で区域区分が行われています。

令和7年4月1日現在の市街化区域面積は9万4,618ha、市街化調整区域面積は7万8,240haとなっています。

### 3 交通

#### (1) 道路交通

県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和5年4月現在で2万6,033kmとなっています。このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても1,085kmの交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。

県内の自動車保有車両数は、令和2年3月31日現在で約403万台（軽自動車含む）となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、令和3年度の交通量調査によると、国道16号（保土ヶ谷バイパス）の横浜市旭区桐が作であり、約10万台/12時間（平日7時から19時まで）となっています。

**(2) 鉄道交通**

県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。

県内の鉄道は、令和6年9月30日現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が25路線、延長308.3km、238駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、令和3年度の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約719万人となっています。

**4 都市構造****(1) 都市化**

高度成長期に横浜、川崎を中心とする各地で人口が急激に増加したことに伴い、住宅地の開発が行われ、県の総面積に占める市街化区域の比率は39%に達するとともに、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行しています。

また、市街地の拡大及び道路舗装率の向上等により、雨水の浸透面積及び遊水地域が著しく減少しています。

**(2) 産業活動**

古くから発達してきた東京湾臨海部の京浜工業地帯をはじめ、内陸部では研究開発機能等を生かした試験研究機関や先端技術産業の立地、都市部を中心に業務施設の立地が進むなど、活発な産業経済活動が展開されています。

**(3) 危険物等の集積**

石油コンビナート等特別防災区域としての京浜臨海地区及び根岸臨海地区をはじめとする東京湾沿いには、石油化学・電力・製鉄及び各種製造業等の高度に発達した工業施設が立地し、各種の石油類・高圧ガス等の危険物が大量に貯蔵されています。

令和2年度末現在の県内における危険物施設数は、15,807施設となっています。

**本県における社会環境の推移**

区 分	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	備 考
人 口 (65歳以上)	8,489,974人 (1,117,742 <sup>※1</sup> )	9,048,331人 (1,819,503)	9,126,214人 (2,158,157)	9,237,337人 (2,308,578)	10月1日現在 (10月1日現在)
世 帯 数	3,341,233世帯	3,844,525世帯	3,979,278世帯	4,223,706世帯	10月1日現在
市 街 化 区 域	92,829ha	93,326ha <sup>※2</sup>	93,531ha <sup>※2</sup>	94,395ha <sup>※2</sup>	3月31日現在
宅 地 面 積	561.72k㎡	582.43k㎡	595.61k㎡	601.94k㎡	1月1日現在
危 険 物 施 設 数	23,680箇所	18,749箇所	16,961箇所	15,807箇所	3月31日現在
石油 コンビ ナート	特定事業所	96事業所	85事業所	83事業所	4月1日現在
	貯蔵取扱量 <sup>※3</sup>				
	石 油	17,631千kl	14,448千kl	13,295千kl	
	高 圧 ガ ス	1,503,322 千N㎡	1,830,231 千N㎡	1,773,670 千N㎡	1,804,435 千N㎡
自動車保有 車 両 数	3,821,624台	3,770,559台	2,896,229台 <sup>※4</sup>	4,032,723台	3月31日現在
水道給水人口と 普 及 率	8,423,697人 (99.8%)	8,994,638人 (99.8%)	9,087,273人 (99.9%)	9,194,519人 (99.9%)	3月31日現在

※1 1月1日現在 ※2 4月1日現在 ※3 特定事業所のみ ※4 軽自動車を含まない

## 第3章 計画の推進主体とその役割

### 第1節 計画の進め方

#### 1 防災力の向上に向けた取組及び連携

- 地域の防災力を向上させるためには、県民、企業、県、市町村、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。  
また、国の支援も重要です。
- 風水害等災害対策計画は、長期的には災害に強い安全な県土づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等との調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。
- これらの諸対策の推進に当たっては、県民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した市町村の役割が大きくなりますが、広域的な自治体としての県は、これらの取組が円滑に進むよう支援・連絡・調整に努めるとともに、国や他都道府県との広域応援体制の実践的な確立や所掌する施設等の防災性の向上に努めます。
- 特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）県民、地域の主体的な取組と市町村の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることとなります。  
そのため、県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの「自助・共助」の認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者の救助、要配慮者（注）等への支援、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害救援ボランティア、消防団、市町村等と連携した防災活動を実施することが重要です。
- また、市町村は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進することが重要です。県は、市町村の状況を速やかに把握し、必要な支援対策を講じるとともに、大規模風水害等の災害の場合は国や全国の自治体の支援を求めます。
- このように風水害等災害対策計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで平常時においては、神奈川県防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県、市町村等の防災関係機関の災害対策本部において応急活動対策の調整を行います。

#### 2 県民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、NPO・ボランティア等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する県民運動を展開する必要があります。

（注） 高齢者、障害者、乳幼児のほか、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する方

### 3 男女共同参画等の推進

風水害等災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点到慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、平時からジェンダー主流化を意識するとともに、男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。

また、県及び市町村は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組みます。

なお、男女共同参画の視点からの防災対策についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図ります。

## 第2節 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するに当たって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。(注)

### 1 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

### 2 市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急活動を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

(注) 県及び市町村立の施設については、指定管理者制度やPFI等により民間事業者等が管理している場合もあるため、県及び市町村は、施設管理者が対応可能な範囲について留意しつつ、これらの施設における平常時や災害時の施設管理者の対応をあらかじめ明確にしておく必要があります。

## 第3節 県民等の責務

### 1 県民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油や災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、県民自らが防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。
- (6) 過去に起こった大規模風水害等の災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。
- (7) 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断するよう努めます。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取ります。

### 2 企業

- (1) 日頃から、食料、飲料水等の備蓄や、消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- (3) 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。
- (4) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めます。

### 3 災害救援ボランティア

- (1) 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) なお、県、市町村及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

## 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災施設の整備
- (7) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (14) 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整
- (15) 被災施設の復旧
- (16) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

### 2 市町村

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他の災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

### 3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
  - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整
  - イ 管区内各県警察の相互援助の調整
  - ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
  - エ 警察通信の確保及び通信統制
- (2) 関東管区行政評価局（神奈川行政評価事務所）
  - ア 被災者への生活支援情報の提供
  - イ 専用電話を備えた相談窓口の開設

- ウ 特別行政相談所の開設
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
  - ア 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設として開設
  - イ 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
  - ウ 災害が発生した場合（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
  - エ 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
  - オ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
  - カ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- (4) 関東農政局（神奈川県拠点）
  - ア 災害予防
    - (ア) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事
    - (イ) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事
  - イ 災害応急対策
    - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
    - (イ) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事
    - (ウ) 主要食糧の供給に関する事
    - (エ) 生鮮食料品等の供給に関する事
    - (オ) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
    - (カ) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事
  - ウ 災害復旧
    - (ア) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事
    - (イ) 被災農業者等に対する資金の融通に関する事
  - エ その他
    - 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事
- (5) 関東森林管理局
  - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
  - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (6) 関東経済産業局
  - ア 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
  - イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保
  - ウ 被災中小企業の振興
- (7) 関東東北産業保安監督部
  - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保安確保
  - イ 鉦山における災害時の応急対策及び保安確保
- (8) 関東運輸局
  - ア 災害時における応急海上輸送対策
  - イ 代替輸送の輸送機関への指導調整
  - ウ 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (9) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
  - 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (10) 東京航空局（東京空港事務所）
  - ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
  - イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事

- ウ 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底
- (11) **第三管区海上保安本部**
  - ア 大規模災害対策訓練等の実施
  - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
  - ウ 港湾の状況等の調査研究
  - エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
  - オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
  - カ 活動体制の確立
  - キ 船艇、航空機等による海難救助等
  - ク 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
  - ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
  - コ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
  - サ 排出油等の防除等
  - シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
  - ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
  - セ 海上における治安の維持
  - ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
  - タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
  - チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
- (12) **東京管区气象台（横浜地方气象台）**
  - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
  - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
  - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (13) **関東総合通信局**
  - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
  - イ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援
  - ウ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出し
  - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
  - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (14) **神奈川労働局**
  - 工場事業場における労働災害の防止
- (15) **関東信越厚生局**
  - ア 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること
  - イ 関係機関との連絡調整に関すること
- (16) **国土地理院関東地方測量部**
  - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
  - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること
  - ウ 地殻変動の監視に関すること
  - エ 災害教訓の伝承に関すること
- (17) **関東地方整備局**
  - ア 防災上必要な教育及び訓練

- イ 水防に関する施設及び設備の整備
- ウ 災害危険区域の選定
- エ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- オ 災害に関する情報の収集及び広報
- カ 水防活動の助言
- キ 災害時における交通確保
- ク 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- ケ 災害復旧工事の施工
- コ 再度災害防止工事の施工
- サ 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
- シ 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
- ス 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

**(18) 南関東防衛局**

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

**(19) 関東地方環境事務所**

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援（東日本大震災による福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

**4 指定公共機関**

**(1) 鉄道機関（東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)）**

- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

**(2) 電信電話機関（NTT東日本(株)神奈川事業部、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ神奈川支店）**

- ア 電気通信施設の整備及び点検
- イ 電気通信の特別取扱
- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

**(3) 日本銀行（横浜支店）**

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

**(4) 日本赤十字社（神奈川県支部）**

- ア 医療救護
- イ こころのケア
- ウ 救援物資の備蓄及び配分
- エ 血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分

- カ その他応急対応に必要な業務
- キ 復旧・復興に関する業務
- ケ 防災・減災に関する業務
- (5) **日本放送協会（横浜放送局）**
  - ア 気象予報、警報等の放送周知
  - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
  - ウ 放送施設の保安
- (6) **中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）**
  - ア 道路の保全
  - イ 道路の災害復旧
  - ウ 災害時における緊急交通路の確保
- (7) **首都高速道路(株)**
  - ア 首都高速道路の保全
  - イ 首都高速道路の災害復旧
  - ウ 災害時における緊急交通路の確保
- (8) **KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)**
  - ア 電気通信施設の整備及び保全
  - イ 災害時における電気通信の疎通
- (9) **日本通運(株)（横浜支店）**
  - ア 災害対策用物資の輸送確保
  - イ 災害時の応急輸送対策
- (10) **東京電力パワーグリッド(株)（神奈川総支社）**
  - ア 電力供給施設の整備及び点検
  - イ 災害時における電力供給の確保
  - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (11) **東京ガスネットワーク(株)**
  - ア 災害時における都市ガス供給の確保
  - イ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (12) **独立行政法人国立病院機構**
  - ア 医療班の編成及び派遣
  - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入れ
- (13) **日本郵便(株)（神奈川郵便局）**
  - ア 災害時における郵便物の送達の確保
  - イ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
  - ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - エ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
  - オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
  - カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資
- (14) **運輸機関（佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）**
  - ア 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送
  - イ 配送時における被災者の物資ニーズの収集
  - ウ 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (15) **(株)イトーヨーカ堂、ユニー(株)、(株)セブンーイレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート**
  - ア 災害時における生活必需物資の調達
  - イ 生活必需物資の確保

## 5 指定地方公共機関

- (1) 鉄道機関（東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、京王電鉄(株)、(株)小田急箱根、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株)
  - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
  - ウ 災害時の応急輸送対策
  - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 自動車運送機関（一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川県中央交通(株)、富士急モビリティ(株)、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会）
  - ア 被災地の人員輸送の確保
  - イ 災害時の応急輸送対策
  - ウ 災害対策用物資の輸送確保
- (3) 公益社団法人神奈川県医師会、公益社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構
  - ア 医療助産等救護活動の実施
  - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (4) 放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)ジェイコム湘南・神奈川、厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)、イツ・コミュニケーションズ(株)、湘南ケーブルネットワーク(株)、YOUテレビ(株)、横浜ケーブルビジョン(株)）
  - ア 気象予報、警報等の放送の周知
  - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
  - ウ 放送施設の保安
- (5) 新聞社（(株)神奈川新聞社）
  - ア 災害状況及び災害対策に関する報道
- (6) 土地改良区（神奈川県中津川左岸土地改良区、神奈川県相模川左岸土地改良区、神奈川県相模川西部土地改良区、小沢頭首工土地改良区連合、酒匂川左岸土地改良区、酒匂川右岸土地改良区）
  - ア 土地改良施設の整備
  - イ 農業湛水の防排除活動
  - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (7) ガス供給機関（厚木瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、公益社団法人神奈川県LPガス協会）
  - ア 被災地に対する燃料供給の確保
  - イ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (8) 神奈川県住宅供給公社
  - ア 災害時における住宅の緊急貸付け

## 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合
  - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 農作物災害応急対策の指導
  - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
  - エ 被災農家に対する融資のあっせん

(2) 森林組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 被災組合員に対する融資のあっせん

(3) 漁業協同組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 被災組合員に対する融資又は融資のあっせん
- ウ 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

(4) 商工会議所、商工会等商工業関係団体

- ア 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

(5) 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
- イ 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備

(6) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

(7) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設(注)の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

(8) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

(9) 学校法人

- ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- (4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
- (5) 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去
- (6) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

---

(注) 利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等